資料３－２

城陽山砂利採取地整備公社の建設発生土受入れフロー

申し込み

・公共工事の場合は、主として工事の元請業者が申し込む。
・民間工事の場合は、下請業者。運搬業者が申し込むこともある。

↓

事前検査

・建設工事現場で土砂を採取し、土壌環境基準の26項目の分析を行う。

↓

契　　約

・元請業者等、公社と近畿砂利協同組合で三者契約を締結する。
・受入条件　①公社が指定した搬入場所へ搬入
②公社管理運営規程の遵守
③日曜日、祝日、公社が事前に搬入禁止とした日は搬入禁止
④搬入時間は、8:30～17:00（経過措置を設け10月１日から）

↓

送付伝票の販売
ステッカーの貸与

・搬入予定量に見合った台数分の送付伝票を販売する。（10ｔダンプ当たり6,825円。申請者の希望により分割交付）
・送付伝票：請負者控（元請業者等）、公社、受入事業所（砂利採取業者）、組合の４枚綴り
・送付伝票の記載事項：①搬入先（埋戻し現場）
②請負者名（建設工事の元請業者等）
③工事名
④事業実施主体名（建設工事の発注者）
⑤搬入車両番号
⑥ステッカー番号
⑦搬入年月日
⑧発行年月日

↓

土砂の積み込み

・元請業者等が建設工事現場で土砂を積み込み、現場責任者が押印した送付伝票を運転手に渡す。
・ステッカーを車両前面に掲示

↓

監視所での検査

・監視所（８か所）で公社監視員（１人／監視所）が公社分、事業所控、組合分の送付伝票を受領する。
・公社監視員が目視検査を行う。（平成19年度から、監視所の高さを荷台が見下ろせる高さに変更）
＊監視所は、道路から場内埋戻し現場へ向かう途中に設けられており、公社等と契約を行っている車両は、場外から監視所を通り埋戻し現場に向かう。
＊契約者以外の車両は、監視所の前を通らなくても場内に進入できる。
＊送付伝票のうち事業所控と組合分は、監視所において事業所に渡す。

↓

埋戻し場所に搬入

・指定された埋戻し場所で土砂の荷下ろしを行う。
・公社巡視員（計４人）が荷下ろし現場で目視検査を行う。（平成19年10月29日から実施）

↓

土砂の敷き均し

・埋戻し場所の作業員（山砂利採取業者）が土砂を敷き均し整地等を行う。